

Title	ポール・ H・ ベイク著 旧制度の一批判書
Sub Title	Paul H. Beik, "A judgement of the old régime : being a survey by the parlement of provence of French economic and fiscal policies at the close of the Seven Years War." 1944. p.p. 290.
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.7 (1951. 7) ,p.457(61)- 460(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19510701-0061
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510701-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

てその度合の差をあれ、マルクス史學の進出とその影響とは甚大なものがあるといつてよい。しかし、だからといって、社會經濟史がそのために存布の意義を失つたとは固より言うことが出来ない。マルクス史學の主張する如く、歴史を貫く普遍的法則が存在するといふことは確かに考えられることである。しかしそれにも拘らず、社會經濟史學が受けているヒストリズムの精神は、あくまで尊重せらるべきであり、マルクス史學の健全な成長のためにも、社會經濟史學の一層の發展が、今後に望まれるのである。

四

顧れば日本における經濟史學は、明治三十年代にその端を發し、昭和初頭に至るまで主として歴史派經濟學の影響下に育つたのであつたが、その後は歴史主義の立場に立つ「社會經濟史學」が主流をなし、一方では「マルクス史學」が急激に勃興し、戦時中は「比較經濟史學」がこれに代つたと言へ、戦後は更に飛躍的に發展して、今日の經濟史學界は大別して、社會經濟史學と、マルクス史學との二つの潮流に分かれて見ると見ることが出来る。この二つの立場が互に相對立して、永劫に融和し難きものであるか、或いは兩者の止揚の可能性が存在するものであるか否かは、ここで俄かに斷定し得ない。ただ言い得るところは、今後の經濟史學は、それがたといどのような方法乃至立

場によるにせよ、次の三つの點において、戦前の經濟史學とは異なるものでなければならぬといふことである。その第一は、従来の如き東洋史・西洋史・日本史という三本立の専門區分に閉じこもり、夫々の研究者が自己の専門分野以外については關心を持つことが少いといふ弊害を除いて、廣く世界史的な視野を持つて、その中から自らの分野における視點を固めなければならぬといふこと。第二に夫々の分野の經濟史の總過程についての全體的な見透しを、もつとはつきりと持たなくてはならないといふこと。研究が特殊化し細分化してゆくことは當然であるとしても、それが全體の體系から離脱してならぬことは更めていふまでもない。新しい經濟史學は、ただほんの出來心から或るテーマにとりついたり、何となく考證してみるといつたていのものであつてはならない。あくまで全歴史過程の透視の上に、自らの問題意識から生じた研究を生むものでなければならぬ。このような研究を基礎としての、社會の下部構造の體系的把握、これが新しい經濟史學に課せられた使命であらう。第三に新しい經濟史學は政治史との統一的把握の上に生れるものでなければならぬ。元來經濟史學は政治史・制度史に對する不信から發している故に、逆に政治への無關心に陥る傾向がある。従つてそこでは社會的經濟的事象が詳細に追求されながら、それが政治と如何に關連し、歴史の全構造において如何に位置づけられるかが顧慮されることが少なかつたのである。も

とより經濟史はそれが社會の經濟的基礎過程の分析と敘述とを當面の目的とするものである以上、それは具體的な歴史の總過程からの一つの抽象であり、その意味では政治史的分析と敘述とを併せ行うことは困難であるけれども、しかし政治史との連携の意識、或いは政治の經濟への反作用に對する配慮といつたものはあくまでも必要である。かくて新しき經濟史學は、たといそれがどのような歴史觀或いは方法論の上に立つにせよ、以上の三點——すなわち世界史的視角と、構造的體系的把握と、政治史との統一的理解——をその特質として持つてあらうし、亦持たねばならないと考へる。(未完)

論文紹介

ポール・H・ベイク著

『舊制度の「批判書」』

(Paul H. Beik "A Judgment of The Old Régime: Being a survey by the Parlement of Provence of French economic and fiscal policies at the close of the Seven Years War." 1944. pp. 290.)

筆者は以下において未刊の「建白書」を研究の對象として選んだベイク氏近著の梗概を述べようと思ふ。「一九四四年にコ

ポール・H・ベイク著『舊制度の「批判書」』

ロンビア大學から出版されたこの書の構成は本文が九章に分たれ、巻頭の「序文」(二頁)と末尾の「文獻目錄」(三頁)、「索引」とを含め、總體で二九〇頁を數へる。全篇に互つて「今まで知られてなかつた」「建白書」が取材のための唯一の根據となつてゐるのであるが、原著者の言葉に従へば、本研究は正しく「革命前の經濟的・社會的成果のうちで重要だつた最上のものの分析」にほかならなかつたのである。

原著者のポール・H・ベイク氏はロンビア大學の史學科講師。一九一五年の生れ。専門は第十八世紀の經濟史と經濟思想史。しかし著者最大の業績は何といつてもこの「建白書」に對する世人の注意を喚起した點であらう。殆んど無限な史料の寶庫を發見した原著者のために、筆者は「古記録による一層の研究成果發表」を期待して止まない。

扱て本書は、嘗て故セリグマン教授によつても亦「フランスの歳入についての最も充實した説明書」として參看されること多かつたといはれる手寫本「財政に關する建白書」の詳細な研究である。尤も原著の目的としてゐるところは何よりも先づこの「建白書」の基底に横たはる思想の釋明にあつた。そして本書の前二章は主として該「建白書」の出現を促した歴史的背景の解明と「國富論」版行前のこの國における經濟思想の概觀とに割かれてをり、これに續く後の諸章はその「建白書」の直接の解説に當てられ、「人口と政治道」・「農業」・「工業」・「商業」・

「貨幣の役割」・「新財政制度のために」・「政府と經濟制度」に分けて説明されてゐる。

先づ原著の記述は七年戦争直後のフランスにおける財政の窮乏から始まる。この部分が本書では「序説」的役割を果たす。「一七六三年といふ年はフランスに平和を齎らしはしたが、しかし安静を取戻させはしなかつた。七年戦争は確かに終つたが、しかしそれは敗北の苦い經驗を後に残した。徴税吏にとつて七年戦争は陸海作戦の續行に必要な資金を調達するための長い苦しい闘争であつた。フランスの有する相當な國富と能力とも拘はらず、ルイ十五世の政府は繼續の苦痛に應じ得る状態になかつた。戦争の初期にも歳入が歳出よりも少なく、そして一七五六年の四月には既に赤字が六千七百萬リヴルを越えてゐた。戦費を融通するため政府は特別税に訴へて出来るだけ多くの資金を徴集しようとした。しかしながらこの種の特別税を以てしても戦費を賄ふことが不可能となつた。七年戦争はフランスの財政状態を益々悪化せしめた。年々の赤字がこの期間に二億リヴルに達したことも決して珍しくない。ルイ十四世・十五世治下におけるこのやうな財政の紊亂から舞臺は間もなく「帝國崩潰」の場に移る。

「フランス國民は經濟上の屢々の困難にも拘はらず、中断は確かにあつても繁榮を續けてゐたが、一七六三年における平和の到來も政府の財政的苦惱にとつて終止符とはならなかつた」。農

業の荒廢は特に酷い。そしてこの國では一七五九年・一七六六年・一七六八年・一七七二年・一七八年・一七八五年が不作。最後に擧げた八五年といふ年は物凄く早魃。しかもその後の數年間といふものはかなりの減收が續く。このやうな農業事情が一七八九年の革命の勃發要因の一つとなつたことはここに更めていふまでもない。しかし一般には第十八世紀の後半はフランスにとり商業の發達・物價の高騰及び工場制工業の出現によつて特徴づけられる謂ゆる「擴張の時期」であつた。經濟上の屢々の困難は確かに一部の者を破産に導き、又多くの人々を悲慘な境涯に追込みはしたが、しかし全體として見た場合この國の富は寧ろ却つて増加して來てゐる。國情の一般が敍上の傾向にあつたとしても、國家財政の基礎は逆に極めて脆弱だつた。戦争の末期には國債の總額が十七億リヴル、そして國費の毎年の赤字が五千萬リヴルといつた工合である。

とにかく財政の問題は識者の注意を惹いた。特に重商主義者のメロン、フォルボンネー、デュド、重農學派のケネー、ミラボー、「多分に自由主義的な思想家」ボアギユルベール、グールネー、アイルランド出身のパリーの銀行家カンチロン等がその問題を取上げた。國王の腦中を去來するのややはりこのことであつた。そしてこれが直接には財政に關し「建設的な示唆」を求めた國王ルイ十五世の一七六三年十一月二十一日付布告となつて具體化する。だが政府のこの要請に應じたのは僅か一州。

それもマルセイユ、エクススの諸都市を含むフランスの東南隅に位置する一州、プロバンスの最高法院。そしてこの判事達によつて起草されたのが本書において問題にしてゐる「建白書」。詳しくは「財政に關する建白書」(Mémoires sur les finances)であつた。一層詳しくいへば——即ち第一巻の末尾につく十數卷全部に對する見出しの冒頭の文句に準じていへば、「一七六三年十一月二十一日付國王布告によりプロバンス最高法院から財務總監 査 官 殿に提出される建白書」(Des mémoires envoyés à M. le Contrôleur Général des finances par le Parlement de Provence, en vertu du la Déclaration du Roi du 21 Nbre 1763) ことが書かれたのが「一七六四年から一七六六年若しくは六七年の間。體裁は二つ折判。全十四卷の大著。それ等には「國家の經濟」・「人口」・「政府」・「對外政策」・「社會の諸階級」・「犯罪」についても亦多く説かれてゐるけれど、これらは「第二義的なもの」であつて、主たる關心は財政に纏はる諸問題に向けられてゐた。しかしこれらを取上げる場合にも判事達は次のことを前提に考へてゐた。それは二つある。即ち「フランスは裕福である」故に「その歳入の源泉は政府の不當な施策による以外には枯渇されないこと」と、「その源泉を傷つけないやうな仕方が必要な歳入をこの源泉から適當に徴收するといふ問題がある」との二つ。そしてこのやうな前提に立つての議論であるため記述の内容は積極性を缺き、消極的な

らざるを得なかつた。従つてそこでは「フランスを富ますこと」が問題となつても「課税の適切な方法」は取上げられず、又「税金を輕くする法」について多く論ずることがあつても「改革案」に關聯しての活潑な意見の開陳はない。端的には改革の必要を力説するに止まつてそのための具體案の提示を缺く。寧ろ判事達の關心は「時代批判」に集中し、かかるものとして本「建白書」は正しく「事實と思想との豊かな鑛山」にほかならなかつた。

次に「建白書」の全十四卷を貫ぬく基本原則の問題。これの説明にベイク氏は該「建白書」中の一節を引用してゐる。即ち「今や財政管理の際の標準たる一般原則を適用すべき時期である。農業若しくは工業の生産力を低下せしめ、或ひはこの國民の利益をその輸出入額の差において下向せしめる如何なる課税も盲目的且つ殺人的な施策である。利潤又は收入のある人々に對する課税は正當である。彼等の利潤や收入の獲得を妨げるのは無謀で不當で且つ不合理である。

このやうな事情に深く深く通じた一人の著者が國家の歳入若しくはその稅收は單に個人所得から差引かれる一種の割引料に過ぎないと非常に巧妙にいつてゐた。この割引料は國民所得を形成する個人所得の額が増大しなければ植すことは出来ない。一方では消費の抑制・商業路に纏はる障壁及び生産を阻害する妨礙によつて國民所得を減少せしめながら國家

の歳入を維持するのは不可能である。

我々は我々の建白書全體の骨子となる主要な點に觸れる。

そして我々はこの國の人民を傷つけることなくその豊かな源泉から引出すためには國民所得を増加する以外に財政における原則を知らない。

と。正しくそこでは國富を増加することが財政の至上目的とされてゐたのであつた。そしてこれを基準として判事達の議論が進む。例へば「製造工業の禁止は自然に反する。市民をその趣向・その技術及びその能力に應じて働かせないのは不當である」「フランス人の才能は若しそれが自由によつて勵まされるならば素晴らしいことを仕遂げる」「農業・商業及び工業を育成せよ。外國人を勵まさんとする以外には自由に立廻らせよ。人は大地から實を取出し、又石を金に變へる」といつた調子で。

全般的に見て判事達の經濟思想は重商主義者のそれであり、しかもこの間に多少とも「レッセ・フェール」主義の滲透、重農學派の影響が認められはした。しかし留意すべきは著者の判事達は理論家といふより寧ろ多忙な實務家、實際家だつたといふ點。そして現實の機會に即して書かれたものがほかならぬこの「建白書」。従つてそれを思想史の資料とのみ看做して利用するのは餘り感心出来ない。筆者は考へる。そしてこの「建白書」の基底に流れる思想の究明に向つたベイク氏も亦該「建白書」存在の意義が「舊制度フランスにおける經濟制度の有數な

批判書の二つ」といふ點にあることを決して忘れてゐなかつたのである。尙この「建白書」の一本はコロンビア大學のセリグマン文庫に所蔵されてゐる。本研究はそれによつたものである。結語。一「建白書」の財政・政治理論の研究に従つた著作として恐らく本書は政治・經濟學徒にとつて特に興味深いものであらう。又忠實なローマ法學者達の手に成つたこの「應答書」のうちにも、英國諸學派において萌芽し發展したと同一の倫理觀がその片鱗を覗かせ、怠惰・安逸・奢侈・浪費・惡徳・享樂は否定され、他方節約・勤勉・正直・有用且つ生産的な勞働が市民の幸福にとつて必要な善行として奨励されてゐた。そして第十八世紀のこれら官吏達の思想において恐ろしく近代的な概念は、人口の研究が國民の健康狀態の指針として役立つことを強調した點であつたといつてよいであらう。「建白書」參看の機會のない筆者には如上のベイク氏の研究成果を批判する資格はない。仍つて氏の成果をここに忠實に紹介した次第である。(渡邊 國廣)

フランソワ・L・ガンソフ
『カール大帝』

(François L. Ganshof, "Charlemagne," Speculum, Vol. 24, No. 4, Oct. 1949, pp. 520-528.)

本論文は全體としてみれば“Vita caroli magni”の現代史學水準での Annales とも言へべきものであらう。著者はい

ら「私はカール大帝の完全な肖像を描き出したり、カールが歐羅巴史を彫彫した遣り方を説明しようとは思わない。又カールの政治の完全な描寫をするつもりもない。カールの歴史の典據を讀み沈思して、私はカールの政治の色々な局面を浮彫りにし特徴付けるつもりである。私は亦政治家としてのカールの入柄の輪廓を畫くために全力を注がう」。すなわち著者は地理學的な又は系譜的な順序を追つてなされる史學的分析方法を斥け、年代記的な方法をその根幹とし、それから政治家の史的性格描寫が派生することを狙としてゐる。新たな史學段階でのクロニクルの研究が提起するものは以下の如くである。

第一期、カールの治政の創業期。七六八年ピピン三世の死。カールはフランク王國の半ばを弟カールマンと共に統治す。カールはアキタニアの叛亂を鎮壓。母ベルタの影響により外政では放棄政策をとる。バヴァリアの首長タジロ三世との和解。ロンバルド王デジデリウスとの和解。その結果バヴァリアの實質上の獨立。ロンバルド王國のためローマ援助放棄。

第二期、カールの試煉期。七七二年情勢一變す。ロンバルド同盟の廢棄。十二月カールマン死す。カールその領土を占領し、甥の王位繼承を排斥す。カールに有利な王朝の統一。國內體制整備によるライン右岸及びチューリンギアのフランクの土地を

フランソワ・L・ガンソフ『カール大帝』

侵すサクソニアへの復讐的遠征。七七二年サクセンへの逆侵

入。サクセン戦争の繼續。西サクセンにおいて恒久的城塞により防護された特別な軍事組織をもつたマルクの確立。七七三年教皇ハドリアヌス一世の要請でイタリア防護のためロンバルド遠征。七七四年ロンバルド王を兼攝。敬虔なカールが教皇領を守護する法的基礎はカールの受けた「ローマ貴族」の稱號に基づく。七七七年カールの王權伸張とスベイン征伐の幻想。七七八年スベイン遠征の失敗。敗退途上ピレネー山中でバスタ人に追撃さる。七七八年ガスコニー、アキタニア、イタリアの叛亂。フランク諸國へサクソニアの侵入。これらの危機からの脱出。七七九年ヘルスタルにおいて内政の整備を檢討——その諸成果の“Capitulare”への反映。カールの天分の發揮。七八五年サクセン戦の終結と、該王國の服屬及びその領土を教管區に分割。フリジアの東部の征服。傳統を誇るローマ人はカール及び東フランクの武將連を異邦人と見る。王國の二子に分つ。但しカールは凡ゆる重要な決定權を保留す。七八九年「全國諭告令」にみる聖界の淨化。

第三期、全般的危機。七九二年サクセンの叛亂。七九三年大飢饉。全般的叛亂。ベネヴェント侯に敗北。サラセン侵入。イスパニアのマルクの消滅。ガリア南部崩壊。カールの獨裁政治に對する貴族の反抗。

第四期、確立期。七九四—七九七年戦争繼續。七九八年ノルドア

六五 (四六一)